

新司法試験調査会(第2回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年7月28日(月) 13:30 ~ 14:30

2 場所

弁護士会館 502号会議室

3 出席者

(委員)

高橋宏志座長，相澤哲，池田真朗，石川敏行，磯村保，井田良，市川正人，稲葉一生，上野泰男，上村達男，江口とし子，江藤洋一，大橋正春，小津博司，小野瀬厚，笠井治，柏木昇，釜田泰介，菊池洋一，小早川光郎，小林宏司，佐伯仁志，酒巻匡，佐久間修，椎橋隆幸，柴田和史，鈴木健太，関俊彦，大善文男，團藤丈士，寺島秀昭，戸松秀典，富田秀実，中川丈久，中川英彦，長沼範良，長谷部恭男，波床昌則，堀嗣亜貴，本間通義，増田亨，松岡久和，三角比呂，宮川光治，山浦善樹，山下隆志，山根祥利，吉村典晃(敬称略)

(司法試験管理委員会)

但木敬一委員長

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長，加藤俊治人事課付，横田希代子人事課付，古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 中間報告について
- (2) 意見募集及び今後の研究調査の進め方について

5 配布資料

資料1 中間報告(案)

[資料2 報告検討グループによる検討等について\(案\)](#)

[資料3 新司法試験実施に係る研究調査会スケジュール\(改定・案\)](#)

6 議事等

(1) 開会

【池上人事課長】本日はお忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます

ます。定刻でございます。本日の会議を開催するに当たりまして、庶務担当の方からオブザーバーとして、この会議へ御出席の皆様を御紹介することをお許しいただきたいと存じます。順不同で恐縮でございますが、まず、司法研修所から丸山哲巳所付でございます。次に日本弁護士連合会から桜嶋裕之弁護士でございます。法科大学院協会設立準備会から井上正仁教授でございます。法科大学院開設支援法務・検察連絡協議会事務局から中川深雪官房付でございます。それでは、高橋座長、お願い申し上げます。

【高橋座長】ただ今から、「新司法試験実施に係る研究調査会」の第2回全体会議を開催いたします。

始めに、但木敬一司法試験管理委員会委員長からごあいさつがございます。

(2) 司法試験管理委員長あいさつ

【但木委員長】新司法試験実施に係る研究調査会第2回全体会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方には、大変御多忙中にもかかわらず、本日まで積極的かつ、大変精力的に会合を重ねていただきまして、その回数は、お聞きしたところ実に40数回に上ったということでございます。本日の会議では、中間報告案についてお取りまとめいただくものと伺っておりますが、まずは、これまで皆様方から頂戴いたしました大変な御尽力と御協力に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

皆様、御案内のとおり新司法試験の具体的なイメージは、受験者だけでなく、法科大学院関係者、あるいは法曹三者など、新しい法曹養成制度に関わるたくさんの方々大変重大な関心をいただいているところであります。その具体的なイメージを可能な限り早期に明らかにしていくということが、私ども司法試験管理委員会の責務であるというふうに考えております。したがって、この時期に、新司法試験の実施に関する事項全般にわたりまして、中間報告という形で具体的な御提言をいただきますことは、誠に管理委員会にとって重要なことであるというふうに考えている次第でございます。

今後、この中間報告に対しまして、広く国民の皆様からの意見を頂戴した上で、秋以降は、最終報告の取りまとめに向けた御議論をいただくことになるものと思っております。皆様方には、大変お忙しい中とは存じますが、今後ともこの趣旨を十分御理解いただきまして、引き続き御尽力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。本日は、本当にどうもありがとうございました。

【高橋座長】但木委員長は、所用がございますので、ここで退席されるということでございます。

(但木委員長退席)

(3) 中間報告について

【高橋座長】では、本調査会の中間報告について、議題とさせていただきます。委員長からのお話にもありましたように、本年2月から鋭意各グループにおいて、各課題について検討を重ねていただきました。そして、各グループでの検討の結果を取りまとめ、また、適宜グループ間の意見交換等も行いながら、本調査会全体の中間報告として取りまとめ、調整してまいったのが、お手元に配布されている中間報告案でございます。本日は、この中間報告案について御協議いただき、成案を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、最初に、中間報告案について、庶務担当から説明をお願いいたします。

【横田人事課付】(配布済みの中間報告案の内容について説明)

本案を現在までの御議論の到達点として、中間報告としてお取りまとめいただき、第1回の会合で御了承いただきましたスケジュールに従い、将来の司法試験受験者及び法科大学院関係者を始めとする国民各層からの意見募集を行うこととし、提出された御意見を踏まえまして、再度、御検討いただくこととされてはいいかがかと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

【高橋座長】それでは、意見募集の行い方とか、今後の研究調査の進め方については、議題の2で改めて御議論いただきますので、まずは中間報告の中身を確定することに絞らせていただきますが、この中間報告案につきまして御質問、御意見がありましたら、どなたからでも、どこからでも、御発言をお願いいたします。

【大橋委員】大橋でございます。2点確認させていただきたいと思いますが、最初は6ページの第3の最初の枠の2番目の「 」の部分ですが、「合格発表前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表する」となっております。14ページの第6の1の最初の枠外の「・」に「必要な成績」という言葉が出てくるのですが、これは具体的には何をイメージされてお書きになっているのか、つまり、第6の1の方を見ますと何となく基準を示すようにも思いますが、基準を示すのだとすると、受験生にとってはさほど意味がないのかなという気がいたしますので、これが第1点の御質問でございます。

それから第2点の御質問は、11ページの枠内の最後の「 」の部分ですが、ここでは「答案の量には一定の制限を設ける」とした上で括弧書きがなされております。したがって、一定の制限ということは前提となった上で、具体的な方法として検討するというような記載になっております。12ページの最後の「・」を見ますと、制限を設けること自体について検討するという記載になっておりますので、枠内と枠外が若干齟齬(そご)しているのではないかというふうに理解されます。その2点でございます。

【横田人事課付】それでは、庶務担当の方で分かる範囲で御説明させていただきます。まず、最初の御質問でございますが、6ページの枠外の二つ目の「・」の「合格に必要な成績」というのは、基準である場合もあると思えますけれども、実際にその年度の合格に必要な成績を得られた方について論文式試験の採点をするとということになりますので、短答式試験の合格に必要な成績を得られていない方は最終的に合格できないことになります。ですので、「必要な成績」というのは、具体的な点数を想定して、その年度の具体的な点数が公表されるという趣旨で書かれているというふうに理解しております。

それから、2番目の御質問でございますが、確かに表現上、不統一になっておりますけれども、答案の量が無制限ではないということについてはある程度のコンセンサスが得られているということで、四つ目の枠内の「」は記載されているものでございます。これに対しまして、最後の「・」でございますが、これは、答案用紙の範囲内で解答するなど、その答案の量を一定に制限する方法について、まだ決まっていないので、その制限の方法の在り方について引き続き検討するという、そういう趣旨になっているものでございます。

【高橋座長】ちょっと確認させていただきますが、短答式試験の問題並びに正解は受験生は分かるという前提ですね。ですから自分で採点できる。後、自分が短答式をパスしたのか、論文式まで採点してもらうところまでいっているのかどうか、それをここで知らせるといふ、そういう意味ですね。

【大橋委員】個別に、つまり誰が短答式を合格したかということ公表するという意味ではなく、採点基準を一般的に出すということですか。

【高橋座長】一般的に公表するのか、各人あてに、受験生個人にも行くのかという。そこはどうかね。

【横田人事課付】そこは、検討課題でございまして、合格点と言いますと、短答式と論文式が別個の試験であるという印象を与えますので、必要な成績という言い方をしているのですけれども、各人に対して「あなたは短答式は不合格でした」という通知が行われるのではないというふうに理解しております。ただ、一体何点だったのか知りたいという方に対して、成績通知を9月まで全く何もしないということが妥当かどうかということについては御議論のあるところでございます。その点については、今後の検討課題になっているのではないかと理解しております。

【高橋座長】2番目の御質問については、御指摘のように少し文章が分かりにくいかもしれませんが、大橋委員としては、例えばこのようなものはどうかという積極的なものはありますか、こういうふうに直したらどうかという。

【大橋委員】現状において非常に答案の枚数が多くて、事務作業とかいろいろな意味で問題があるということになれば、敢えて、つまり試験の問題と時間が限られていて、答案用紙が出ていれば、おのずと枚数は決まってくるので、わざわざそういうことを、この段階で言う必要があるのかという気がいたします。修文の問題もあるわけですが。

【高橋座長】そもそもですね。いかがでしょうか。取りあえずこの点について、パブリックコメントにかけて「一定の制限を設けるな」という声がたくさん出てきても、それはそれで一般国民の声であればそれでいいのですが。

大橋委員御指摘のようにそもそもいらないということもありますし、文章がずれているというのは御指摘のとおりですから、例えば11ページの枠の中の一番最後の「 」, 後の括弧の位置がずれているんですね。ですから、「(例えば、与えられた答案用紙の範囲内で解答する) ことについて、引き続き検討する。」であれば平仄(ひょうそく)は合うんですね。どういたしましょうか。

【磯村委員】この点については、私も同様な疑問を持った点があるのですが、ただ、全体の議論として、やはり字数制限をするか、あるいは答案の枚数を制限すかは別として、一定の制限を設けるということ自体がある程度コンセンサスがあるということであれば、枠内の方はこのままにして、例えば、12ページの「その量に一定の制限を求めることとし、その在り方について、引き続き検討する。」という修文があり得るかと思いますが。

【高橋座長】ありがとうございます。そうですね。今の磯村委員の訂正の御提案、12ページの方を6行目ですか、「その量に一定の制限を求めることとし、その在り方について、引き続き検討する。」と、こういう修文でよろしいでしょうか。

(一同了承)

ではこのように。他の点について御意見ございましたら。

【磯村委員】今の11ページ、12ページのところの、表現振りだけの問題なのですけれども、12ページの上から4行目のところに「おのずと現行司法試験より答案量が増すことが」という表現があって、私ももう一回読み直してみると、答案全体の総量、枚数が増えるというイメージで受け取られる危険性があるのではないかと考えまして、これを「解答の分量が」というように書き直す方が明確ではないかというように感じました。そうすると11ページの枠内の最後の「 」の、四つ目の「 」の「答案の量には」というのも「解答の分量には」というように修文してはどうかというように考えました。

もう1点、引き続いて12ページ目の3の(2)の採点の公平性の「 」の二つ目ですが、「論文式試験の採点については」という書き出しがあるのですけれども全体として論文式試験の成績評価の在り方の項目の中で、かつ、この部分だけこれを入れるということの必然性というのは乏しいのではないかというふうに

感じました。以上でございます。

【高橋座長】これはどう修文すべきとの御意見でしょうか。

【磯村委員】単に削除で良いのではないかとと思いますが、何か必要であれば「答案の評価に際しては」というぐらいを入れるのはあり得ると思いますが。

【高橋座長】はい。ありがとうございました。まず、「答案の量」というのを「解答の分量」。それに関連してもう一点ございますが、これ、なるほど私は納得したのですが、いかがでしょうか。その方が明確になるとは思いますけれども。そのように改めるということでよろしいでしょうか。

(一同了承)

2点目は、12ページの3(2)の「 」の二つ目「論文式試験の採点については」このフレーズを削除するという。

【酒巻委員】磯村委員の二つ目の御提案につきまして、御趣旨がよく飲み込めなかったものですから、もう一度御説明願えますか、私自身はこれはあってもおかしくないと思っているのですが。

【磯村委員】このフレーズ全体が、この「3 論文式試験の成績評価の在り方」ということで、論文式試験の採点の方法についていろいろ具体的な方法、内容を書かれていて、例えば「 」の最初のところも別に「論文式試験の採点については」という書き出しをしているわけではないので、その複数の考査委員が採点するというをここでだけ、「論文式試験の採点については」という書き出しを付け加えて記述する必要はないのではないかという、単にそういう体裁上の統一の問題です。

【酒巻委員】この「 」の文章を全部削除してしまうという意味ではないのですね。

【磯村委員】違います。

【酒巻委員】了解しました。

【磯村委員】説明がちょっと足りなかったかもしれませんが、「 」の二つ目の「論文式試験の採点については、」そこまでを削除するという趣旨であります。

【高橋座長】したがって、1通の答案を複数の考査委員が採点する方式によるものとする。」と、ちょっと文章の落ち着きが悪いでしょうか。そうすると、何でしたか御提案の文言は。

【磯村委員】「答案の評価に際しては」を入れるというぐらいですが，それはあまりよく考えておりません。

【佐伯委員】短答式試験があるので，こういう文言が入ったのかなという気がしたんですが。

【高橋座長】御提案させていただきますと，たまたま私 8 ページを見ているのですが，8 ページでは，「短答式試験については」と，いずれも丁寧に入れているのですね。ところが論文式の方はそうでもないということで，体裁が全体としてもずれておりますので，これは恐縮ですが内容に関わりませんので，座長と庶務担当で相談して，座長に修文をお任せいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（一同了承）

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【本間委員】先ほどの短答の言葉の問題なんですが，今の論文式試験の成績評価の在り方のところを見ておきますと，例えば（2）の採点の公平性のところの二つ目の「 」に「1 通の答案を」となっております。こういったもの全部について「解答」に改めるといふ趣旨になるのでしょうか。それとも先ほどのところだけ「解答」ということでよろしいのでしょうか。

【高橋座長】そうですね。こっちは答案でもいいのでしょうかね。そこももう一回見直さなければいけないかもしれないですね。

【本間委員】これも内容には関わりませんのでお任せいたしますけれども。

【高橋座長】また，もう一回じっくりと読んでみます。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【大橋委員】8 ページの第 4 の 1 の「出題の在り方」の二つ目の「 」なんですが，この記載だと，「出題の形式，配点を多様化する。」と，かなり断定的な記載になっているのですが，枠外の「・」を見ると，出題についての多様化は前提とした上で，配点についてはそれに応じたことを検討するような，若干配点については緩いような形になっておるような気がします。出題の多様化というのはあったとしても，配点の多様化は必ずしもすべての科目で行われるわけではないかもしれないので，御質問するものです。そこまで読まないということならばそれはそれで結構なのですが。

【高橋座長】今の大橋委員の御質問ですと，8 ページの第 4 ， 1 が出題の在り方

で、2が配点になっておりますから、1の出題の在り方の枠内の二つ目の「 」は、「配点」を取ってしまうということになりますかね。「出題の形式を多様化する。」と。

【大橋委員】そこまでは、別に考えたわけではないのですが、配点についても必ず多様化しなければいけないということが問題ではないかと思ったわけです。

【高橋座長】ただ、枠外の二つ目の「・」では、配点についても、「各問に差を設けるなど、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。」、これにかかっているのですね。それは多様化という言葉がふさわしいかですかね。他の委員の方の御感触はいかがですか。

【横田人事課付】配点を多様化する。この多様化というのは、必ず多様化しなければいけないところではなくて、配点を均一にする科目もあってもいいし、多様化する科目もあってもいいというそういう意味で、科目の特性に応じた多様化というふうに理解させていただいておりますのですけれども、そういうことでしたらあまり大橋委員のおっしゃっていることと変わらないのではないかというふうに考えております。

【高橋座長】パブリックコメントにかけるわけですので、読んだ人が分かりやすいようにと。中間案ですからとにかく意見を出していただく、最終案ではありませんから、そういう観点で各委員の御意見、御感触をとと思いますが。多様化では大橋委員の御指摘のように分かりにくいかもしれませぬね。枠外を読んでいただければそれは分かるのですが。枠外に合わせるような方向でにちょっと工夫してみますか。

【松岡委員】今のところですが、私も配点の多様化というと、何を意味しているのかよく分からないところがあって、もちろん先ほど高橋座長がおっしゃったとおり、解説の方を見ますと分かるのですが、要するに各問への配点に差を設けるなどということになるんですよね。その文書もそういうふうにした方がより分かりやすいかなというように思います。

ついでに非常に細かいことで申し訳ないのですが、今日、目次を拝見いたしまして、送っていただいたものに目次はなかったのが初めてこういう形を見たのですが、「在り方について」という「について」が付いているのと付いていないのが、非常にバラバラという印象がありますので統一していただいた方がよろしいかと思っております。

【高橋座長】松岡委員の御意見ですと、8ページは例えばどういうふうにいたしましょうかね。多様化はやはり良くないのですかね。枠内の多様化は。

【松岡委員】そうですね，長くなると少し恐縮で，繰り返しになってしまうのかもしれませんが，分かりやすくしようと思ったら，枠外の「・」と同じような表現に，「出題の形式を多様化し，問題の出題形式等に対応する形で各問の配点に差を設けるなどの工夫をする」というのが少なくとも分かりやすいだろうと思います。

【高橋座長】そういう方向で，最終的な案は，また恐縮ですが御一任いただくとして，そういう方向で文章を直すということによろしいですか。

（一同了承）

他の点で御意見を。

【中川委員】私，民間人でございますので，パブリックコメントをする，これを読んでする者の立場からちょっと意見を出させていただきます。在り方委員の皆さんと少し意見が違ふ面も出てくるかもしれませんがどれもお許しくださいませ。第一に思いますのは，「法科大学院との有機的関連のある司法試験にしろ」ということを言っておられますけれども，具体的にそれがどこに出ているのだろうかというのが，恐らくこの意見全体を読んだ人はですね，まず感じるのではないかと思います。

詳細に読みますと，例えば論文式試験でですね，学際的な問題とか，非常に実践的な解答を求めるといようなことで，確かに法科大学院の教育にマッチしたようなですね，試験問題が出るのだなということはわかりますけれども，それは，しかし試験の段階でそうなるだけの話であって，もっと大きな意味でですね，有機的関連というのがどこにあるのだろうか。逆に言いますと，新司法試験法で科目なんか非常に特定されておりますので，法科大学院としてはその試験に合格させるために，教育内容を合わせていくという現象がどうしてもこれは起こってくるのではないかと。しかも，相当数の人が合格できるというのであればいいのですけれども，現状ではですね，受験生の数も相当になるだろうと，一方合格者の数が絞られておりますので，合格率も相当低くなる，つまり難しい新司法試験になるなということも言われておりましたですね，そういうことになりますと各法科大学院は自分の特殊性というよりも，独自性ですか，独自性というよりもやっぱり司法試験に合格させる人を作らなければいけないという心理になるのは当然でありまして，ますます有機的関連というところがですね，薄れていくのではないかなと，こういうふう思うのですね。

これは今後の司法試験をどうやっていくかという問題とも関連いたしますので，立法論になってくるのですが，少なくともその点を無視していいのだろうかというのが私の基本的な問題意識なんです。そういう意識でこの第4ページの第1という一番基本的なところを読みますと，ちょっとこれ非常に問題があるように思うのですが，特に，この枠外の二つ目の「・」でですね，「『プロセス』としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものであり，改正司法試験法に定められた試験科目と試験方法では，それらの資質すべてを判定し得る

ものではないことにも留意すべきである。」と言っているのですね。これは誰が留意するのですかと、非常に何か冷たいというかですね、司法試験というのはこんなもんだから後はあなたの方で考えなさいという感じがするんですね。ちょっとここ非常にどうかと、つまり新しい司法試験に限度と言いますか、限界があって、この試験ではですね、言われている有機的関連というのは本当はつけられないんだという、だから将来的に、もしまずければそういうものもですね、改めていきますというものであれば良く分かるのですが、ちょっと何かここがですね、私はパブリックコメントをするのであれば多分このところを申し上げて、もう少し本当に法科大学院と司法試験との関連性をつけてくださいと。例えば、前から申し上げているのですけれども成績、本当に優秀な方はですね短答式を免除するとか、あるいは短答式に相当のハンディキャップをつけてそれは楽にしてあげるとかですね、場合によってはインタビューみたいなもので通していくとか、なんかそういうことにしないと本当の意味での有機的関連ではないと思うのですね。

だからそれは現在の司法試験法では無理ですから、しかしそういうものも視野に入れて考えているんだということぐらいを何かここへ出していかどうか、そんな感じがいたしております、この文章がちょっとですね、大変冷たくて、パブリックコメントの大きな対象になってくるのではないかと思いましたので一言申し上げます。

【柏木委員】前段は私、今の中川委員の意見に大賛成なんですけれども、この点は、つまりプロセスとしての新たな法曹養成制度を全体を通して涵養されるもので、司法試験はその一部しか資質を判定し得ないというのは、これは事実だと思っております。

例えば、法科大学院で少人数教育で双方向性の教育をやる。そこで非常にレスポンスがいい、あるいは積極性がある。これはペーパーテストではどうやっても測れない能力なんだろうと思います。そのペーパーテストの限界というのをやっぱり確認しておくという必要があるのではないかと思うんですよね。ペーパーテストがすべてであると、これをもって弁護士の資質が全部測れるんだというような誤解は、やはり消しておくべきではないのではないかという気がいたします。

それから、確かにプロセスとしての法科大学院教育と、この新司法試験の中間報告との間には関連性が薄いということは正にそのとおりで、私もそう感じるのですけれども、これは多分将来の問題だろうと思うのですけれども、例えばアメリカのLSAT（エルサット）などでは、そのLSATの成績とロースクールの第1、2年次の成績との相関関係を調べておりますけれども、そればかりではなくて、例えばアフリカアメリカ人の成績とか、あるいはアジア人種の成績とか、そういういろいろなものについて、大変なその50年にわたって統計をとって、その問題の中身をインプルーブするというようなことをやっています。

それで私は、ここには出てませぬけれどもやはり法科大学院の教育との関連性をもしつけるのならば、これは将来の問題ですけれども、例えば法科大学院の成

績と、それから司法試験の問題のパターンごとの成績との因果関係，相関関係，こういうものをしっかりと統計をとって，新しい司法試験の問題の出題の中身とかをインプットしていくと，それでもって法科大学院の教育とそれから司法試験との間の関連性を高めていくというような方策が必要なのかと，非常に強く感じているのですが，今，この段階でこの中間報告案に述べることではないかなという気がして今まで意見を言わなかったのですけれども，中川委員の意見について今のようなことを感じました。

【高橋座長】ありがとうございました。今，柏木委員が言われましたように中川委員の御発言，あるいは柏木委員の御発言も，パブリックコメントとして出てくるかもしれませんが，秋の我々の検討会で引き続き検討するということがでしよう。中川委員の御指摘のように，不足しているかもしれませんが，パブリックコメントにかけるのに今から中川委員の御趣旨を入れるのは技術的にも難しいですから取りあえずはこれで，しかし，まだ我々の検討は終わったわけではないということですので，その際にということによろしゅうございますでしょうか。

それでは他に。それではこういう案を基にして，文章表現，御一任いただいた部分がございますが，それを留保いたしまして，この中間報告案でこの「案」を取るということ，これによろしゅうございますか。

(一同了承)

ありがとうございました。

それでは，この全体会といたしまして，この中間報告案を中間報告とすると決定していただいたものと扱います。司法試験管理委員会へは，庶務担当の方から御報告していただく予定であります。

(4) 意見募集及び今後の研究調査の進め方について

【高橋座長】続きまして，今日の資料の最初にあります3議題「(2)意見募集及び今後の研究調査の進め方について」，これに移ります。それでは，これについて説明を庶務担当からお願いいたします。

【横田人事課付】それでは御説明させていただきます。中間報告につきましては，法務省ホームページへの掲載，記者発表，法科大学院等関係機関への送付等により公表することにいたします。そして，8月1日(金)から9月19日(金)までの50日間，電子メールや郵便等の方法により，将来の司法試験受験者及び法科大学院関係者を始めとする国民各層からの御意見を募集いたしたいと思っております。

また，意見募集後の具体的な研究調査の進め方についてですが，いったん全体会を再び開催して，寄せられた意見の内容を御説明する機会を設けるということも考えられなくはないのですが，そのために委員全員にお集まりいただくのもいかがかと考えまして，ひとまず意見の整理ができましたら，委員の皆様方にメール等で庶務担当より意見の内容をお送りすることといたしまして，その際，適宜

説明を添付させていただきたいと考えております。

また、その後の御協議の方法といたしまして、お手元に配布しております「報告検討グループによる検討等について(案)」という資料のとおり、各グループの代表者による最終報告の取りまとめに向けた調整のための会議を中心として検討を加えていただければいかがかと考えております。

(配布資料2, 3に基づき説明)

在り方検討グループにつきましては、引き続き御検討をいただくこととされている課題がいくつかございますので、その点について別途御協議いただくものと考えております。以上のとおり、今後の御検討を報告検討グループを中心に進めていただくという案につきまして御協議いただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

【高橋座長】それでは、3点ぐらいに分かれるかと思いますが、第1は、決定いただきました中間報告の法務省ホームページへの掲載、記者発表、法科大学院等の関係機関への送付などで公表いたしまして、8月1日から9月19日の50日間国民各層から意見の募集を行うと、これはこういうスケジュールでよろしいですか。

(一同了承)

次に、意見募集後、寄せられた意見を整理いたしまして、検討の対象にするのですが、全体会を開くいろいろな意味でのゆとりがないということの御了承はいかがでしょうか。実質的には、庶務担当が情報に過不足がないように十分努力するということですが、全体会開催という形式は難しいのかなということなのですが。よろしいですか。

(一同了承)

では、一番大事なことですね。今日の資料の下から2枚目にありますが、報告検討グループという形を秋以降は採ってはどうかと、この提案につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

(意見なし)

【高橋座長】よろしいですか。

(一同了承)

それでは、報告検討グループによって秋以降は検討し、最終的には12月の下旬に全体会議を開いて最終報告を取りまとめる。その間は報告検討グループがありますし、フィードバックを各科目で行っていただくこと、このように秋以降はするという御決定をお願いいたします。

それでは、各グループで代表の委員を御決定いただくこととなりますが、これはそれぞれのグループで御決定いただき庶務担当の方に御連絡いただければと思っておりますが、その点についてはお願いいたします。

【横田人事課付】(連絡方法，今後の日程調整方法について説明)

(5) その他

【高橋座長】議題の(3)「その他」というところに移りますが，特にこちら側では用意したものはございませんので御自由にいろいろな御意見を賜ればと思いますが。

(発言なし)

【高橋座長】それでは，その他はないということによろしいですか。

(一同了承)

最後に私から発言をさせていただきます。本日の朝刊に中間報告の内容が，全部ではございませんが，掲載されたということがございます。今決まったことなのに，なぜ今日の朝刊に出るのかということがございます，大変遺憾なことだというふうに思っております。私共の委員会，第1回全体会議で議事録で公開される部分については別にいたしまして，事柄が試験に関係することがございます，言葉は適切ではございませんが守秘義務のようなものをお互い申し合わせたということを再度，私共の中で，私も委員の1人ではありますが，確認をさせていただきたいと思っております。新聞の記事に対して何か庶務担当の方にこういう点を注意すべきであるという御示唆がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

(6) 閉会

【高橋座長】以上をもちまして，本日予定していた議事はすべて終了いたしました。これで，第2回の全体会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。